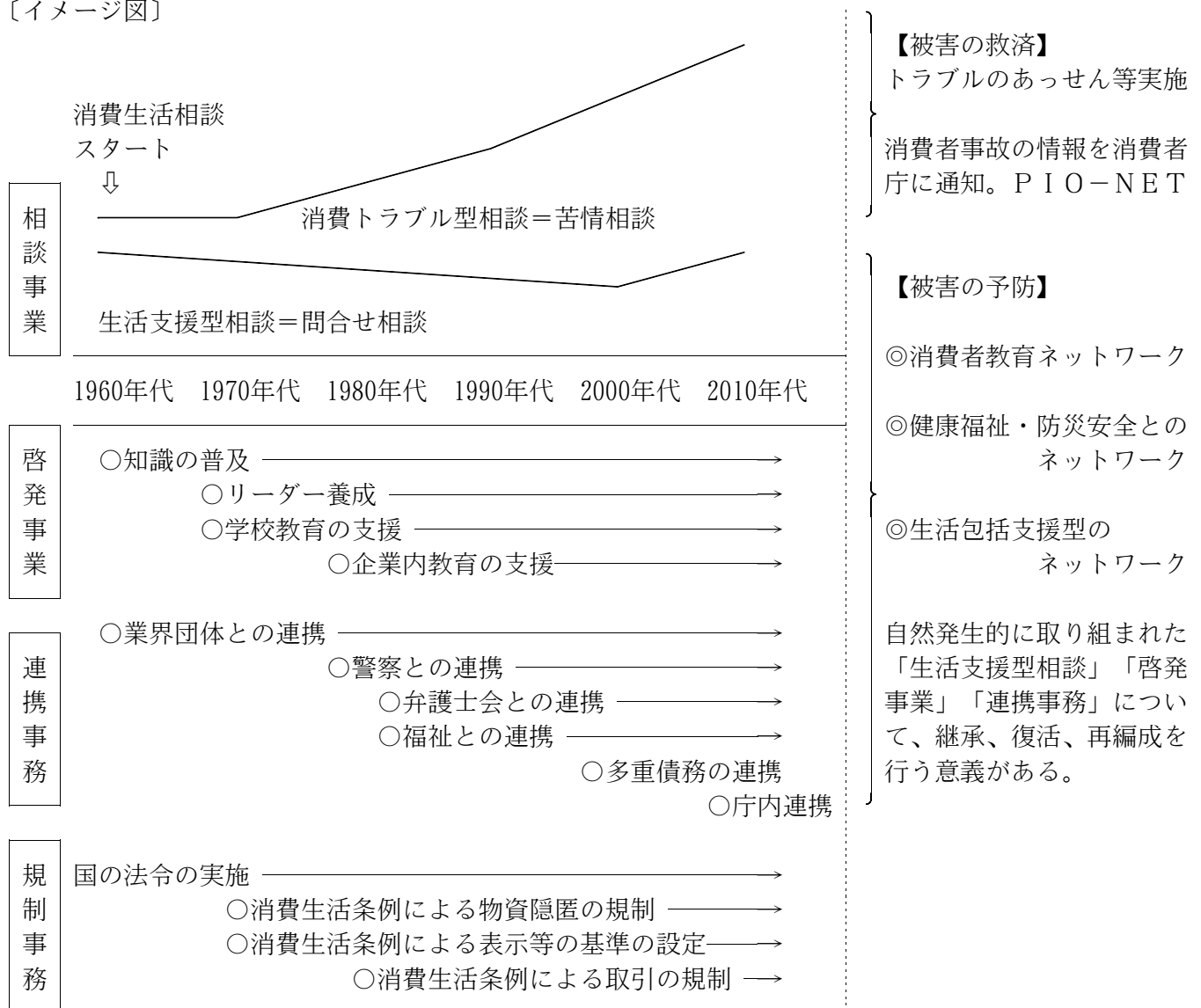


消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」に関する意見交換会 第1回 提出資料
 圓山茂夫

1. 地方自治体の消費者行政を振り返って
 [イメージ図]



2. 消費生活相談体制 — 国・都道府県・市町村の役割分担（二重行政、三重行政問題）を整理する必要

消費者安全法 8 条 1 項（都道府県の消費生活相談）条文の「広域的な見地を必要とする」の意味

- ① 消費者からの苦情相談＝各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに依る
- ② 苦情処理あっせん＝各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行う
- ③ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、消費者安全のための情報を収集し、住民に提供する

「広域的な見地」とは「市町村境、都道府県境を越えるもの」と理解し、役割分担を組立て直す

- (1) 生活支援型相談 消費者の居住地の自治体が実施
- (2) 消費トラブル型相談 消費者居住地、事業者所在地により類型化し、役割分担を考えてみると…
 - ① X 県 A 市の消費者と、X 県 A 市の事業者の間の消費トラブル ⇨ A 市の内部 ⇨ A 市が担当
 - ② X 県 A 市の消費者と、X 県 B 市の事業者の間の消費トラブル ⇨ X 県の内部 ⇨ X 県が担当
 - ③ X 県 A 市の消費者と、Y 県 C 市の事業者の間の消費トラブル ⇨ 県境を越える⇨ 国が担当
 - ④ X 県 A 市の消費者と、 海外の 事業者の間の消費トラブル ⇨ 国境を越える⇨ 国が担当